明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○刑法等の一部を改正する法律（六七）　一〇
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（六八）　一八
○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（六九）　一七
○電気通信事業法の一部を改正する法律（七〇）　八一
○労働者協同組合法等の一部を改正する法律（七一）　八八
○石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（七二）　九一
○在外教育施設における教育の振興に関する法律（七三）　九二
〔政　令〕
○教育職員免許法施行令の一部を改正する政令（二一九）　九三
○貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二二〇）　九三
○貿易保険法施行令の一部を改正する政令（二二一）　九三
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（二二二）　九五
〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書（三）　九五
〔内閣官房令〕
○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房五）　一〇八
〔省　令〕
○国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則及び航空法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（国土交通五一）　一三
〔規　則〕
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（人事院九―四〇―五七）　一三三
○人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（同一五―一四―三九）　一三四
○人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（同一五―一五―一九）　一三四
○人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則（同一九―〇―一五）　一三五
〔告　示〕
○保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件の一部を改正する件（金融庁三五）　一三二
○保険業法施行規則第二百十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準の一部を改正する件（同三六）　一三三
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二一九）　一三三
○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の日本国による通告に関する件（同二二〇）　一三五
○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書に関する書簡の交換に関する件（同二二一）　一三五
〔国会事項〕
官庁事項　一三六
〔官庁報告〕
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成四年人事院公示第一号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二一）　一三六

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。